十、第四十六条の十三、第四十八条、付録第一、付録第四の項中「第四十四条」の下に「、第四十四条の二第一項」を加え、「第四十六条の十三中」を「第四十四条の二第一項中「施設建築敷地又は」とある場合及び第四十六条の十三中」に改め、同表第三十三条の項中「第十二号」を「第十七号」に改め、同表第四十六条の九の項中「若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）」を「（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権」に改める。

（都市再開発法による不動産登記に関する政令の一部改正）

第三条　都市再開発法による不動産登記に関する政令（昭和四十五年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第百十条第四項」を「第百十条第五項、法第百十条の二第六項」に改め、同条第二項中「第百九条の二第七項」の下に「又は法第百九条の三第六項」を加える。

第六条第一項中「第百十条第四項」を「第百十条第五項、法第百十条の二第六項」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第四条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号ロ中「第六十条の三第一項」を「第六十条の三第二項」に改める。

第百三十七条中「第六十条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第百三十七条の九の見出しを「（高度利用地区等関係）」に改め、同条中「又は法第六十条の二第一項」を「、法第六十条の二第一項」に改め、「高さに係る部分を除く。）」の下に「又は法第六十条の三第一項」を加え、同条第二号及び第三号中「又は都市再生特別地区」を「、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区」に改める。

第百三十七条の十二第二項中「第六十条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

（都市公園法施行令の一部改正）

第五条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第十七条第一号から第三号までに掲げるもの（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第十二項に規定する事項に係るものに限る。）

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第六条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第二項ただし書」に改める。

第三条第一項第二号中「第六十条の三第一項及び第二項」を「第六十条の三第一項、第二項及び第三項」に改め、同項第十二号中「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項及び第九十五条の二」に改め、同項第三十三号中「第四十五条の十四第三項」の下に「、第四十五条の二十一第三項」を加える。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第七条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「登記及び」を「登記」に改め、「施行者」の下に「（以下この号において「施行者」という。）」を、「除く。）」の下に「及び施行者が行う同法第七条の十一第二項（事業計画）に規定する個別利用区内の宅地に関する権利の処分に係る登記」を加える。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第八条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第二項ただし書」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第九条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第十四号中「及び都市利便増進協定」を「、都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定」に改め、「退避施設協定」の下に「及び非常用電気等供給施設協定」を加える。

第百六十条第六号中「第二十九条第一項第三号」を「第二十九条第一項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

附　則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
　国務大臣　麻生　太郎
　法務大臣　金田　勝年
　国土交通大臣　石井　啓一

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月二十九日

政令第二百八十九号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四十四号を第四十五号とし、第三十四号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四　千円の貨幣のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの